



令和元年と介護サービス

特定非営利活動法人 福祉オンブズおかやま
理事長 坂本 圭

新元号が「令和」となり、社会がその話題でもちきりの中、皆様いかがお過ごしでしょうか。さて、新年度がスタートとなりますが、令和元年度（2019 年度）はご存知の通り介護保険制度がスタートして 20 年となりました。

介護保険制度は、高齢社会の進展や「介護の社会化」に対応すべく、以前の低所得者に焦点を置いた給付システムである「措置制度」から、40 歳以上の全ての国民から一定額の保険料を徴収し、要支援・要介護状態を判定された被保険者に対し、1～3 割の自己負担でそれぞれの状態に応じた限度額の範囲内で介護給付を行う「社会保険方式」に 180 度変更されました。

その結果、給付の量に応じた自己負担の増加や、所得に関係なく給付されることとなり、本当に必要な人にサービスが行き届いているのかと批判が相次ぎました。加えて、2005（平成 17）年の予防介護の設定や 2015（平成 27）年の給付対象範囲の縮小など大幅な制度改革が頻繁に行われ、2000 年当初と比べ、益々制度が利用しにくくなったと感じているのは私だけでしょうか。

国は、これらの改革は「2025 年問題」に対応するためと言っていますが、高齢化となるのは、人口統計を見れば 1970（昭和 45）年年時点であり、具体的には、その時点で既に日本は、国連が定義している「高齢化社会」の状態となっていました。つまり、その時点で 55 年後にこのようになる事は予測できていたといっても過言ではありません。少なく見積もったとしても、なぜ 2000 年にならなければ対応できなかったのでしょうか。

医療福祉政策の歴史を俯瞰すると、どの政策もその場しのぎの対応がなされてきました。加えて、100 兆円を超える今年度予算案が成立しましたが、中・長期的に見ても将来の国の借金は誰が返すのか、何の議論もされないまま進んでいるように思います。100 兆円の中には、医療福祉だけでなく、教育や防災など必要な経費が盛り込まれていて、どのようなバランスで予算が立てられているのか、あまり議論されず進んでいるように思います。

次の、令和最終年にどのような日本の全体像を描いているのか、医療福祉政策がどのような方向性に進んでいくべきなのか、福祉オンブズおかやまもマクロ的視点をもって政策提言できる団体となるよう、今後も努力していけたらと思います。これからの活動に、今以上ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

第7回福祉オンブズ相談員養成講座が行われました

2019年1月12日（土）と2月2日（土）の2日間、「第7回福祉オンブズ相談員養成講座」が行われました。今回はのべ8名の方が受講されました。これら講座を通じて福祉サービスの点検のできる市民が増え、そして私たちの仲間が増えていければと思っています。

今回の講座も昨年同様に、「福祉オンブズ」の基本的な位置づけを説明する講座、そして「利用者」「家族」「労働者」の権利擁護に視点をあつめた講座をまとめた講義編（ベーシックコース）と、「相談援助」と「事例検討」をまとめた相談演習編（アドバンスコース）で開催させていただきました。今回の開催要約は講座編を中心にご報告いたします。

なお、今回の養成講座の経費については「平成30年度人権啓発活動補助金事業」として助成を受けております。

開催概要

◎1日目：ベーシック（講義）コース

・「福祉オンブズとは」

講師：藤井宏明さん（福山平成大学福祉健康学部福祉学科 准教授）

・「福祉サービス利用者の権利擁護」

講師：片岡美佐子さん（社会福祉法人岡山県視覚障害者協会会長）

・「福祉サービス利用者家族の権利擁護」

講師：石川圭子さん（NPO法人ペアレント・サポート副理事長）

・「福祉サービス労働者の権利擁護」

講師：室政司さん（女性・地域ユニオンおかやま書記長）

◎2日目：アドバンス（相談演習）コース

・「相談援助の理論」・「相談援助の技術」

講師：堀川涼子さん（美作大学生活科学部社会福祉学科 教授）

・「事例検討会①」・「事例検討会②」

講師：坂本圭さん（川崎医療福祉大学医療福祉マネジメント学部医療福祉経営学科 准教授）

藤井宏明さん（福山平成大学福祉健康学部福祉学科 准教授）

以下に今回登壇いただき「利用者」「家族」「労働者」の権利擁護についてお話をされた講師の方々の言葉をご紹介します。

講座2 「利用者の権利擁護」

片岡 美佐子さん（社会福祉法人
岡山県視覚障害者協会理事長）

片岡さんから、自身の所属している岡山県視覚障害者協会の歴史、そして自分自身の子ども時代のことも話して下さいました。障害をもった人たちはいろいろと困難な場面や出来事に遭いますが、そのときに相談できる相手や場所を知っておくことが大事だと言われました。障害をもった人と持たない人が共に生きるためには、障害を持つ人の立場を理解することが大事になります。

・社会福祉法人岡山県視覚障害者協会がどうしてできたかという、昭和2年に視覚障害者の団体ができたんです。はじめは目が見えない人はどんな要望を持っていたり、どんな生活をしているのかを調べる団体だったんです。それも戦争があったりして中断をしとったんですけれども・・・、昭和20年代にね学校が義務教育になったときに視覚障害のある人も入学しないとけなかつたんですが・・・岡山県には（盲学校が）1個しかない。どこの県もそうなんです、通うことが出来ない人もいっぱいいて、それで寮を作ったんですよ、この団体が。そこで昭和29年に社会福祉法人格をもらってね、だからそれから言うと60年は経ってます。

・私は先天性の白内障なんですけれども、子どもの頃には普通の小学校に行きました。今とは考え方が違うので、いろいろ大変でした。いじめられたりとかあって何とか6年間で卒業して・・・中学校にあがるときにこれ以上は勉強についていけないということになって、そこで盲学校に入学するわけなんですけれど

も・・・。盲学校に入学したら楽でした。周りは視覚障害のある生徒ばかりだったんでね。今はインクルーシブ教育ということで、手厚い教育が受けられるんですが、個人的にはそれをつらいですよ。子どもの頃は、人と違うことがとってもつらかった。今思えばどうということはないんだけど、子どもの頃はね、自分だけ特別扱いになっているのが嫌だった。

また、去年の福祉オンブズ相談員養成講座にも登壇なさった山口雪子さんの現状についてお話しがありました。そこから資格障害を持つ人の困難や仕事をするの大変さ、また視覚障害を持つと言っても経緯も異なれば見え方も違うといったお話もありました。

・考えてみてください。目をつぶったままできる仕事ってなにかありますか？なかなか難しいですね。パソコンも音声で読み上げてくれるスクリーンリーダーがないと一緒のことはできない。会社に就職しても視覚障害者が使えるパソコンを準備していただかないと一緒のことはできない。

・視覚障害を持った人は移動に困るので、移動介助員・・・ヒューマンアシスタントというんですけれども、そういう人をお願いして仕事をこなす。山口雪子さんの場合も、学校が介助員を認めてくれればねある程度のことはできるんですけれども。そういう制度があってもなかなか利用しにくいというのが現実ですね。

・もう一つは「情報の収集ができないこと」です。情報の収集っていうのは、いまは障害者もインターネットや音声アプリとかを利用す

ることができるようになりましたが、やはり見える人に比べて難しい。

・視覚に障害があるということは、いつも移動と情報のバリアがくっついてまわっているところですね。・・・針きゅうマッサージの仕事がいいというのはね、まず一つは自分のところで開業すれば移動しなくてもいい、仕事の内容が触診といって手で触って体の様子を診るということでそう目を使わなくてもいい、そういうことで視覚障害者には適職とされていました。それでも無資格の人が参入してきて、資格を持っていても仕事がしにくくなってきているんです。

・私たちが仕事をしなくてはいけないので・・・視覚障害者協会では生活訓練ですね・・・歩行などの日常生活訓練をしているんです。歩行訓練士という人がいるんですけれども、まだ国家資格ではないんです。ですが視覚に障害がある方が歩行訓練士の訓練をうけてもらえば、少しは生活の質をあげることになるんじゃないかと思います。

・視覚障害になったばかりの人の中にはいらいらする人もいます。視覚障害の受容が出来ていない人もいて。そういった人は不機嫌になることもあるかもしれません。全然見えないわけではないけど、だんだん見えなくなってくる人もいますよね。私のような弱視の人が見えなくなるっていうのは大きいことなんですよね。0.0・・・なんぼなんだからほとんど全盲に近いんだから、(全盲になったら)大丈夫じゃないかって言われることもあるんですが、灯りが見えるのと見えないのではすごく違います。

・どうやって視覚障害者になるかという、ひとつは生まれたときからの先天性のもの、後天性のもの・・・後天性のものは見えなくなる時期によって違うと思うんです。子どもの頃の場合、親がサポートをしているので障害の受け入れ・・・受容は割と早いかなと思います。20代、30代、40代・・・とこの頃になるのが一番つらいと思います。学業のこと、仕事のこと、結婚のこと、お子さんのこと・・・、そういうときに見なくなるのはつらいことだろうと思います。

また最近では中途失明によって視覚障害になられる方も多くなりましたが、そのような方が支援の仕組みにアクセスすることが難しいという課題があることもお話しにあげました。そして、視覚障害者との接し方、望ましい関わり方、代筆する際の配慮などを教えていただきました。お互いに必要とする事柄を思い合うことが、権利擁護への道筋であることを学ばせていただきました。

講座3 「家族の権利擁護」

石川 圭子さん (NPO 法人ペアレントサポート・すてっぷ副理事長)

石川さんはご自身の子育てとともに、親の介護が同時に重なるダブルケア（子育てと介護が特定の家族に集中する状態）を体験されてきました。それぞれの役割が石川さんに大きな責任を負わせることになりました。子育てや介護を助ける社会資源へのアクセスへの困難、女性に家庭内の役割を集中させる世間の見方も石川さんを追いつめることになりました。

現在は、NPO 法人の副理事長として同じような悩みを持つ親を助ける活動をしています

が、そこに行きつくまで大変な苦勞をされて
いました。

・私自身、子どもが生まれるまで福祉とはまっ
たく関係ないところにいました。こうやって
勉強しようという人がいることに頭が下が
ります。親の気持ちを代表するわけではなく、
ただ一人の私の感じたことを話しますの
で、退屈させないように頑張ります！

・うちの子は標準として生まれてきて、首
のすわりとか、寝返りとか、どちらかと
言えば早い方でした。自分の中ではまっ
たくこの子がおかしいとか思ったことがあ
りませんでした。ただ、偶然手にした発
達のチェックリストがあって、それを見
ると9か月くらいで指さしがあったり、人
見知りがあるよ、とあったんですが、う
ちの子どもにはチェックが入らなかったん
です。なんで(うちの子には)人見知りがない
のかなあ、と思ってました。

・私たちは(倉敷商店街の中にあっ
た頃の)天満屋の前で電気屋をや
っていたんです。10か月半で
歩きだして、気づいたら走り出
してました。あの頃はバブルだ
ったんで倉敷商店街も人通り
も多かったんですが、その中
で走り回ったり、寝転んだり、
奇声をあげたりしてました。
ママ友たちとうちの店の中
でお話しをするんですが、他
の子どもたちはお母さんの
ひざ元に座っているのに、私
はつねにこの子を追い回して
いてママ友の輪に入れませ
んでした。なんでうちの子だ
けこんなんだろうと思って
ました。まだ、うちの子が
おかしいとは思ってなくて、
好奇心に手足が生えている
もんだと思って育ててまし
た。

・「お母さんが落ち着かんからあ
の子も落ち着かんのかな」とい
うような近所さんもいたり、
もしくはそう誰かが言っ
たよと教えてくれる親切な
(?)人もいたり。でも、そ
んなこと教えてくれなくて
いいし(笑)。夫の妹が保育
士だったんで相談すると「
子どもなんてこんなもんよ」
って言われる。「子どもは
親が願ったように育つよ」
と言われるけど、子どもの
がうろちよろするのを望
む親なんているもんです
か!と思ってました。

・近所の友だちに倉敷学園の
保育士をしている人がいま
いました。彼女から一度う
ちの園長に会ってみたい
かと言われました。その
当時、倉敷学園という
と、関係ない子には全
く関係ないところ、障
害という何かしらの
事情を抱えた子ども
が行くところ。(そこ
に相談に行くとな
ると)普通だと嫌が
るお母さんもいる
と思うんですけど
も、まさか自分の
子どもに障害があ
るとは思ってい
なかつたので、
うちの子のこの
わちゃわちゃ
する動きが一体
何なのか、それ
は私の初めての
子どもで、初
めての子育て
で、子育てが
下手だから、
起こること
なのか、何か
すれば落ち
着くのか?わ
らにもすが
る思いで行
くことに決
めました。

・行く
と決ま
ったら、
お姑
さんと
保育
士を
やっ
てる
夫の
妹
から
反対
を受
け
まし
た。夫
の妹
は保
育士
をや
って
いる
ので
私以
上
に倉
敷学
園が
どう
いう
ところ
か知
って
いる
ので、「
あな
たは
うち
の子
ども
を障
害者
にし
たい
んだ
な」
みた
いな
こと
を言
われ
て。ど
この
親が
自分
の子
ども
を障
害者
にし
たい
のか
と、誰
がそ
んな
ふう
に思
うの
かな
あと、
そん
な不
思議
な言
葉を
かけ
られ
まし
た。

その後の石川さんの子育てがうまくいった

わけではなかったようです。自身の子どもの障害を認めていく過程、自分と子どもの関係が成熟するまでに相当な葛藤もありました。それでも、周囲によき支援者たちがおられたことで、娘さんとともにご自身の成長も実感されていました。ですが、そんな時に自身の親の介護問題も生じてきました。

・実家の父がパーキンソン症候群を発症しまして、最初は私の母が介護をしていていました。私は父を病院に連れて行ったり、付き添いをするくらいで母の手伝いをするという感じでした。娘が中学3年に娘になった頃、進路はどうするのって言われていた頃に私の母が介護疲れからか倒れてしまいました。救急車で倉敷中央病院に運ばれました。

・父は家で一人で生活をしている、私たち親子にも生活がある。2世帯の家を行ったり来たりすることになりました。娘を学校に連れて行ったら、次に父のデイサービスへの送り出しをして、それから父の家を片付けて、一通り済んだら母の病院に行って・・・。

・こんなことをしていると、そもそも母が退院した後どうしたらいいのか？どうしたらいいんだろう？と思ってました。母はくも膜下出血で水頭症も発症してしまって、シャントの手術もしないといけないと言われ、次から次へと問題が起きてきました。父は父でパーキンソン症候群だったんですが進行性の神経難病だということがわかりました。医者からは薬が効きませんよと言われて・・・、薬が普通の人の3割程度にしか効かないのでとりあえず今できることは、進行をゆっくりとさせるだけで、治ると言うことはありませんと言われて。昨日までお箸でご飯が食べられてい

た人が食べられなくなったり、こんなに早く人は悪くないのかというのについていけなくなりました。

・娘の進路は、中学校の先生に任せでした。先生には率直にうちの娘の学力ではどこの高校に入れるんですか？って聞きました。言われた高校のオープンスクールを見せに行くのが精一杯で、あとはもう先生で決めてって言ってました。私もそれどころじゃないからって。

・(うちの子に対して) あなたが人生を歩むんだからあなたで高校決めなさい(と言ってました)、たとえそれが支援学校だったとしても、その子の人生なのでその子が決めればそこにしよう。

ダブルケアの状況にあった石川さんは毎日がパニックでした。家族にすべての責任を求めてはいけないのに、家族に負担を寄せてしまう仕組みが世の中にはあります。家族と本人がよりよい自己実現するためには、どうしたらいいのか考えるきっかけを与えてくれました。娘さんは現在は障害者福祉サービスを利用して、岡山市内にもよく遊びに行っているようです。

・福祉サービスを使って余暇の活動をしようと言うことで。移動支援のサービスを使って(娘は)大学生の方と外に出かけたりしてます。うちの子は今岡山イオンが大好きです。あとアニメイトが好きなので、ヘルパーさんを連れてしょっちゅうその辺をうろちょろしていて、イオン岡山は私より詳しいです(笑)

今回は発達障害らを持つ子どもの親の立場でお話しをいただきました。子どもの年齢や

成長に合わせて変わってくる周囲の環境とともに、親もまた変わっていくべきとのご自身の体験に基づいた言葉で締めくくられました。

講座4 「労働者の権利擁護」

室 政司さん（女性・地域ユニオンおかやま書記長）

女性・地域ユニオンおかやまはこれまでも福祉オンブズおかやまと何度も協働してきました。それは、福祉サービスの質の問題と介護現場の労働者の待遇の問題が同時に現れることが多いからです。介護現場にはまだまだ労働条件についての大きな課題が横たわっています。それは使用者だけの問題ではないと思いますが、少なくとも使用者に努力や経営方針によって改善されることがあります。それらへの注視なくして、労働条件の改善はありません。室さんから、限界と悪質なケースについての説明がありました。

講座は日本の労働運動史の経過、介護労働者の置かれた労働環境の実態、自己防衛のための法的知識と制度利用についてお話しいただきました。介護職員数は依然として不足の状況があり、外国人技能実習生制度が導入されたが、それでも足りずに2019年4月から施行される入管法改悪につながった話もいただきました。

そして厚生労働省等が公表しているデータに基づき説明がありました。介護福祉現場における労働者の条件は数年前に比較すると向上しているとはいえ、依然として厳しい状況は存在しています。

・「平成29年賃金構造基本統計調査」によると、全産業と比較した介護職員の賃金ですが賞与込みの給与が27.4万円になっています。例え

ば准看護師は33.8万円になっています。全産業の平均が36.6万円ですが、それに比べても9万円ほど低くなっています。これだけ大変な仕事な割には、賃金が悪いと言うのが実態でございます。

・2009年から介護職員の処遇改善の取り組みが始まっています。処遇改善交付金というのが創設されましたが当初は3年の期限付きだったんです。それが今も引き継がれてきています。

・今年の10月から消費税を10%に上げることが決まっていますが、これを受けてまた介護職員処遇改善加算が上がっていく可能性につながっていくと思いますが、国の財政状況がわからないので本当にその通りになるのかわかりません。

・これ（配付資料を示しながら）はちょっと古いんですけども2014年に介護労働者の実態を調べてみました。その中の一部を紹介します。実際に示されていた求人票を分析しました。去年の10月から岡山県の最低賃金が、807円になっています。これは4年ほど前で、当時は最低賃金が719円でした。

・一つ目の例でいきますと、基本給11万2000円、年間休日120日でしたが、これを月の平均労働日数が20日、1日の労働時間を8時間として時給を計算すると762.5円、当時の岡山県の最低賃金より少ししかよくない。

・安倍政権になってから最低賃金は意識的に上げております。政府が「上げなさい」と言うことで企業がその要請に応じて最低賃金は少し上がっているんですけども、先ほどの例

でもそのくらいにしかならない。

・次の例も基本給はちょっと高いですけども、時給で換算すると750円・・・、これは手当が少ないわけですから。これも岡山県の最低賃金ギリギリくらいですね。

・次の例は時給としては高いですね。基本給が15万円ありますし、それから計算すると・・・時給は936円になります。時給は年間の休日との関連もあるので休日が多いほど時給単価は上がるんですね。ですから年間休日が少ないと時給はそんなに上がりません。

・年間休日なんかも、ちょっとした大手企業は120日くらいあると思うんです。それプラス祝日とか入るから・・・、祝日とか年間10日くらいあるでしょう。それから有給が全部使えるかどうか分かりませんが10年も勤めている人は20日はありますから。

・先般、うちのユニオンの組合員の1人から聞いたことがあります。そこは、本人は看護師ですが、70日くらいしか年間休日がないんですね。調べたらこれは違法ではないんです。(年間に取得させる休日数に定めがないため)土日連続で休みになる事はまずない。小さい事業所には見られますね。月に一回しか土日連続の休みがなくて、後は日曜日と週の間の日に休みを取ったり。

・いくつか例を挙げたんですが、極端に時給が安い例もありますが今はおそらくもう少し上がっています。ですが、これらの例で年収を計算すると300万円ないのは当然です。

・使用者側が全部悪いわけでは無いんでしょう

けれども、一般的に小規模事業所はワンマン経営が見られますね。経営者が気に入らない人がおったらすぐに「明日から来なくていいよ」という具合に。労働者側にも問題がある場合もあるんですけども、だからといってミスをしたからといってすぐ解雇をするのが妥当かと言うのは・・・。解雇する権利は使用者側にはあります、労働法規上は1カ月前に解雇予告をしたり、解雇したときに支払うべき給与を払えば問題ないんですけども、それが不当な解雇かどうかは別問題ですから。

・当然、不当解雇を争う裁判なんかになるわけですね。一般的な流れで言えば、(使用者は)嫌がらせをして自主退職にもっていきっていくのが大体のパターンです。自主退職の意思を退職願に記入させて、職場から自主退職をさしていく。後から裁判になったとき、そうしているとなかなか裁判になりにくい現状がございます。ですから私たちのところに相談に来て、いっぱいあるんですけども、やめたばかりだったら訂正文とか送らせることもできるんですけども。

・一旦「仕事を辞めます」って言って、またその職場で働くというのは難しいんですけども。(今のままでは)働きたくない、というのが(相談者の)本音にありますから、ただ残業代を払ってもらえていないとか、有給休暇がまだ使えていないとか。自主退職ではなく解雇だったら失業保険の給付も変わってくるんですが、そこでユニオンが中に入って、退職条件を良い方向に整理をしていくのに少しは役に立っていると思いますが、私どもとしてはそこに残って頑張りたいんですけども、なかなかそういう風にはならない・・・。

・介護サービスの事業所は良い悪いは別にしてたくさん事業所数がありますので、同じような条件で、悪い条件かもしれないけど・・・、働くところがいっぱいある。なかなかそこで職場改善していこうと言う頑張ろうと言う労働者が少ない。なかなかそこに手がつかない、ですから「辞める」から組合組合に加入した労働者がいたとしてもすぐいなくなってまたゼロ（人）になってしまう。

・組合があれば労組法によって団体交渉とか改善要求とかできるんですけれども、私たちも組織化をして団体交渉とかも教えられるんで

すけれども、組合員がゼロになったらこちらがいくら団体交渉を申し込んでも向こうが相手にしませんから、（組合員がいなければ団体交渉に応じないことは）違反でも何でもありませんし、職場の改善につながっていかないという問題があります。

さらに本法人と連携をとった事例紹介も話され、臨場感のある内容のお話がありました。そして、労働者の権利を守るためにも、個人加入もできる地域女性ユニオンも利用していただければというお話でした。

ここで紹介させてもらったのは、講座内容の一部になります。受講生からもこれら講師の方々から受けた受講内容に大変満足される感想が聞かれました。受講生の皆さんの意見に添えるように、当法人の相談活動を含め、頑張っていきたいと考えています。

福祉オンブズ相談員養成講座は、今回で7回を数えますがそのたびに内容に深みが出ていると思います。一般市民だからできる、そして学ばないとできないのが福祉オンブズ活動だと思います。ぜひ、これからも皆様と手を取り合って前に進みたいと思います。

文章・要約：藤本 続久・藤井 宏明

リレーコラム

第15回

今回のリレーコラムは、みどり法律事務所の高崎和美さん（弁護士）です。

高崎さんは、2000年の任意団体福祉オンブズおかやま設立の時にちょうど弁護士登録したばかりでしたが運営委員として活躍なされ、2008年度に退任されましたが、現在も会員として本法人を応援しておられます。

今回は、ドメスティックバイオレンスと児童虐待についての寄稿をいただきました。高崎さんは、子どもや女性の権利を守る立場を貫いてきました。これまでの弁護士体験から、女性が声を上げにくい情勢があること、女性だから当たり前という無言の圧力があることを常に感じてこられました。なぜ、女性が責められないといけないのか。それは今現在においても変わらずあります。高崎さんの声なき声への思いやりと怒りの言葉を今回お寄せいただきました。

逃げることも戦うこともできない時

高崎 和美

千葉県の10歳の女の子が死亡し、その父親が逮捕された数日後、母親も逮捕された。

報道では、父親は傷害及び傷害致死、母親は傷害^{しょうがいぼうじょ}幫助で起訴されたという。母親の行為は、虐待を止めなかったことが共犯にあたるかのような論調だった。

不作為でも傷害幫助はありえる。止める義務があり止められるのにあえて止めなかったなら、不作為による幫助ということはある。食事を与えなかったことも幫助と評価されたようだ。一方、この事件では父親から母親へのDV（家庭内暴力）がうかがわれるとも報道されている。

私は、自分が過去に担当したとあるケースのことを思い出した。夫から暴力暴言を受け続け心身ともに疲れ果てて長い裁判の末に離婚した彼女。核家族だった。結婚前から言葉と身体と両方の暴力があった。心機一転を求

めて数回引っ越ししていた。夫は社会的にはごく普通で、夫婦と子どもはいっしょに外食したりして仲良さそうな様子がSNSに投稿されていた。写真や仲睦まじそうな文章。他方、夫の暴力性は見えにくかった。いつ、どこでと聞いても、繰り返された暴言暴力の日時を思い出すのはほぼ不可能。傷の写真はなく、診断書もなかった。円満そうな証拠だけが積み重なり、裁判所は暴力の「証拠がない」と切り捨てた。

「どうしてそんな写真をアップしてたの？」と聞くと、「そうしたら、彼がちょっと優しくなるんです。」と言った。

このケースも含め虐待事案では「逃げることも戦うこともできない時、迎合する。」という格言がしばしば当てはまる。

「逃げればよかった。」というのは簡単だが、幼児を連れていて稼ぎもなく実家に余裕のな

特定非営利活動（NPO）法人 福祉オンブズおかやま

第 6 回定時総会のご案内

特定非営利活動（NPO）法人としての第 5 回定時総会を下記の日程にて行われます。会員のみなさまには、ご多忙中恐れ入りますがご出席賜りたいと考えております。

NPO 法人福祉オンブズおかやまは、法人化から 5 年目に入ります。これまで同様のご支援をいただけますよう、法人役員一同心より願っております。今回の定時総会では、役員改選についても議題にあがります。どうか、ご出席賜りますよう心よりお願い申し上げます。

なお、定款に従い、一定数の参加者が総会に要求されます。不参加の場合には、お手数ですが委任状による意思表示をお願いしたいと考えております。

記

日時：2019 年 5 月 25 日（土）10 時 00 分～ 12 時 40 分

- ・ 記念講演 10 時 00 分～
- ・ 定時総会 11 時 40 分～

場所：きらめきプラザ内ゆうあいセンター大会議室

記念講演：浅田達雄さん、呉裕麻さん（弁護士）、吉野一正さんの 3 人を迎え、浅田訴訟についてお話をさせていただく予定にしております。

議案：

1. 2018 年度 活動報告
2. 2018 年度 決算
3. 2019 年度活動方針案
4. 2019 年度 予算案

い女性は、行く先がない。体力に勝る夫と戦うこともできない。コーポの一室で隣近所との付き合いもない核家族。そんな中で生き延びる方法は「迎合すること」ではなかったか。千葉の事件で逮捕された母親がどんな人だったのか、何も知らない。しかし、県外から転入して間もない千葉で親戚もなく、報道され

ているような夫であれば、戦えたはずとか逃げられたはずとか言えるだろうか。

虐待被害者による加害幫助だったとしたら、どんな判決が下されるのか、被害者支援に関わる者の一人として見届けなくてはと思っている。

『障害を持つ人が安心して年を重ねるために

～浅田訴訟から見た福祉行政の課題～』

講師：浅田 達雄さん

吉野 一正さん（浅田達雄さんを支える会事務局長）

呉 裕麻さん（弁護団長）

日時：2019年5月25日（土）10時00分～11時30分

※記念講演終了後には、第6回定時総会（11時40分～12時40分）を行います。

場所：きらめきプラザ2階 ゆうあいセンター大会議室

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1

参加定員：50人 参加費（資料代）：500円（会員）・800円（非会員）

当法人の第6回定時総会の記念講演として、「浅田訴訟」の当事者浅田達雄さん、支える会の吉野一正さん、弁護団長の呉裕麻さんをお迎えます。ご存知のように、65歳を迎えた障害者の生活と生命を脅かした岡山市の決定に対し、戦い続けた浅田さんたちですが、ついに勝利を手にすることができました。この経緯から見えてきた福祉行政の課題と今後の展望についてお話させていただきます。ぜひ、この機会に一緒に学び合いましょう。

□申込方法：

当法人 FAX かメールか相談ダイヤルあてにご連絡ください。（当日参加も可ですが、極力事前申し込みをお願いします。）

FAX：086-244-0120

※記念講演チラシの裏面に Fax 用紙がついております。

E-mail：f.ombuds.okayama@gmail.com

メールで送られる際、必要事項（①氏名・②住所・③電話番号・④当法人の会員か非会員か）を記入ください。

※電話の場合は、毎週日曜日 10時～15時までお電話ください。

TEL：080-2885-4322（相談ダイヤル兼）

※当日、身体障害等の理由で介助が必要な場合には、事前にお知らせください。

※申込締切：定員になり次第。

講師代表からのメッセージ（吉野一正さん）

2013年2月13日、浅田達雄さんに岡山市より「『介護保険を申請していない』を理由に、彼が受けていた自立支援法による訪問介護249時間（内20時間は移動介護）の福祉サービスを打ち切る処分通知書が届けられました。

浅田さんは「岡山市に『死ぬ～』と言われた・・・」と悲しみと怒りで震えながら訴えられました。呉弁護士は、「これは岡山市による死刑宣告だ」と岡山市による人権侵害・憲法違反の処分として糾弾してきました。

浅田さんは、仲間や障関連（障害者の生活と権利を守る岡山連絡協議会）の励ましと支援を受けて岡山市を相手に人間らしく生きる権利の保障、介護の平等さを求めて提訴に踏み切りました。そして、全国の仲間や多くの人たちの支援を受けて闘い抜き、2018年12月13日広島高裁より画期的な全面勝訴を受けました。この勝訴の意義を、多くの障害者と家族に知らせ、支援法介護だけで65歳以後も生活できることを岡山県内に知らせたいと思っています。